

フッサールの性質構成論と性質の因果説*

秋葉 剛史**

はじめに

性質をめぐる議論は、古くから形而上学において重要な位置を占めてきた。この事情は現代でも変わらず、性質の存在や本性に関する種々の問題——性質は普遍者なのか個別者なのか、そもそも性質なるものが本当に存在するのか、等々——は、現代形而上学においても一つの中心的問題圏を形成している。そして、性質の本性についての現在有力とみなされている見解の一つに、「性質の因果説 the causal view of properties」と呼ばれる立場がある。これは大まかに言って、性質という存在者を、それが対象に付与する「因果的な力の総体」によって特徴づけようとする立場である。つまり性質の因果説によると、性質という存在者の本質は、それが（他の性質との組み合わせにおいて）どのような因果的振る舞いを対象に可能にするかによって定まるのである。

一方、E・フッサールも、『物と空間』や『イデー II』などの講義や著作において性質の本性について論じている。そして性質に関する彼の見方は、（個人的には）驚くほど性質の因果説のそれに近い。つまりフッサールも、もっぱら一定の因果的な能力を事物に授けるものとして性質という存在者を捉えているように見える。スローガン風に言うなら、性質の因果説とフッサールは、性質が「何である what it is」かは、それが「何を^{する} what it does」かによって決まる、という発想を共有しているように思われるのである。そしてさらに言えば、この両者はともに、広い意味で「認識論的」な動機によって導かれているように見える。すなわち両者においては、

* 本稿は、平成26年3月に東海大学・高輪キャンパスで開催された第12回フッサール研究会シンポジウム『フッサールと現代形而上学』での提題発表に基づく。同発表に対し有益なコメントを寄せてくれた方々に感謝する。また本稿の執筆に際しては、植村玄輝氏（立正大学）からフッサールの文献情報に関する多くの貴重な示唆をいただいた。上記シンポジウムの企画者でもある同氏に、特に記して感謝する。

** 成城大学、慶應義塾大学非常勤講師。

われわれの認識との本質的な関わりのうちで世界のあり方を考えるという道が追求されているように見える。

以上の見立てが正しいとすれば、この両者を突き合わせてみるという作業は、双方にとって有益なものとなるに違いない。まず、現代形而上学で（ある程度まで）進められてきた議論の明示化をふまえてフッサールを読み返すことは、彼の立場それ自体の明確化につながるだろう。そしてそのことは、性質の因果説に関連する一般的な哲学の問題や、他の哲学的伝統との関わりのうちでフッサールを読むことも可能にするだろう¹。さらに逆の方向からみても、フッサールが提示するような大きな哲学的描像を背景にして性質の因果説を考察することは、この立場がどのような思想傾向の具現化になっているかを考えるためのよい材料にもなるだろう。

とはいえ、多くの読者には、いま示唆したようなフッサール理解はかなり突飛なものとも映るかもしれない。そこで本稿の前半部では、上述した共通性がどのような根拠から言えるのかを少し丁寧にみていくことにしよう。すなわち、本稿の最初の二つの節では、性質の因果説とはどのような立場かを確認した上で (§1)、性質——なかでも「実在的特性」と彼が呼ぶもの——についてのフッサールの見解をそれと比較する (§2)。そしてこれに続いて、本稿の後半部では、直前で示唆した発展方向の（なかば個人的な興味に基づく）一例として、フッサールの見解を現代形而上学のある問題文脈の中に引き入れてみようと思う。すなわちそこでは、性質についてのフッサールの立場は、自然法則が偶然的だと考える点で現代の性質の因果説とは異なることを確認し、そこに一種の緊張があることを指摘する (§3)。そして、その緊張を解消するための二つの調停案を提示し、そのうち一つは理論的にみても有望であり、またフッサール自身の見解とも符合する可能性が高いと論じる (§4)。

1. 性質の因果説

以下の議論の前提となる「性質の因果説」の説明から始めよう。現代形而上学における性質の因果説は、Harré and Madden (1975)、Shoemaker (1980; 1998) らによって提唱され、より最近では、Ellis (2009)、Bird (2007) といった論者たちにより擁護

1. 性質の因果説に関連する問題としては、以下の第3節以降で扱うもの以外にも、たとえば心の哲学や知覚の哲学においてしばしば話題になる「質的・内在的なもの」と「機能的・外在的なもの」がフッサールの中でどう位置づけられるか、といった問題があるだろう。また、本稿で提案する読みの方針は、ロックやライブニッツ、カントなどとの関連でフッサールの物体観を考える上でも一つの手がかりになるのではないかと思う。Cf. Heil (2003), Langton (1998).

されている²。それぞれの論者による定式化や用語法には若干の違いがあるが、ここではあまり細かい点にはこだわらず、まずはその基本的なアイデアを伝えることに努めよう。

性質の因果説の主張において鍵となるのは、「因果的力能 causal power」という概念である。これはひとことで言えば、「ある特定の状況においてある特定の結果を生じさせる力」のことである。例として、ここに一個の軽石があるとしよう。この軽石は、床板にこすりつけられればそれに細かな傷を残し、少量の水をかければそれを吸い込み、はかりに乗せればその目盛りを一定のところまで動かし、等々の仕方で振る舞う。つまりこの軽石は、これら特定の状況でこれら特定の結果を生じさせる力能をもっているわけである。また同様に、あのステンレス板は、光を当てればある特定の仕方で反射する、叩けばある特定の音を出す、等々の力能をもっている。

では、対象がこのような仕方でそれぞれ特定の力能をもつことを可能にしているのは何だろうか。性質の因果説によれば、まさにそれを可能にするものこそ性質に他ならない。つまりこの立場は、性質とは何かという問いに対して、それは「対象に力能を付与するもの」だ、と答えるわけである³。もっとも、これはやや単純すぎる言い方であって、ここで問題の性質と力能の関係についてはもう少し正確に述べる必要がある。というのも一般に、性質はそれをもつ対象に対し、まったく無条件的に何か特定の力能を付与するわけではないからである。たとえば、〈ナイフ形である〉という性質は、〈鋼鉄製である〉、〈全長 15 センチである〉といった性質と一緒に例化されることではじめて、それをもつ対象に「木片を切断する」という特定の力能を授ける。もしこれらの代わりに、他の性質——〈紙製である〉や〈0.5 センチである〉など——と一緒に例化されていたとすれば、〈ナイフ形である〉という性質が対象に授ける力能は違ったものになる（紙製であったなら木片は切れないだろう）。それゆえ、〈ナイフ形である〉という性質が対象に付与するのは、あくまで「しかじかの性質と一緒に例化したならば」という条件付きの力能 (conditional power) だと考える必要がある。そしてもちろん、このことは他の性質についても言える。

というわけで、性質は対象にさまざまな条件付き力能を付与する。ではここで、ある性質に結びついた条件付き力能をすべて集めたものを考え、それを当の性質の「力能集合」と呼ぶことにしよう。これは直感的に言って、「当の性質を例化することで対象に開かれる可能的な振る舞いの総体」として理解できるものである。性質

2. Heil (2003: ch. 10) は、性質の因果説と同様の立場をとっていた者として、Boskovic や Priestley といった啓蒙時代の哲学者たちの名を挙げている。

3. 本稿において「性質」や「力能」で意味されているのは、タイプとしての性質や力能である。性質の因果説は、性質をもつばらトークン(トロープ)として認める立場でも展開でき、それはたいへん興味深い選択肢になるはずだが、ここでは立ち入らない。Cf. Molnar (2003).

の因果説の基本的な主張は、性質という存在者はまさにこのような振る舞いの総体によって内的に規定される、というものである。つまり性質の因果説は、性質について一般に次のことが成り立つと主張する (Causal View) ⁴ :

(CV) 性質の同一性は、その力能集合によって完全に決定される⁵。

これによると、ある性質が何であるかを決めるのは、それが対象にどんな力能を付与するかであって、それ以外 (ないしそれ以上) の何かではない。あるいはよく使われる言い方をすれば、性質は力能集合によって「個別化」されるのである⁶。こうした主張の背景にあるのは、性質とは、その本質が因果的な役割によって尽くされるような存在者だ、という見方だと言ってよい。つまり性質のうちには、対象のどんな因果的振る舞いにも表れえないような「秘められた本質」などといったものはないわけである。

以上のような性質の因果説には、尊重すべきいくつかの健全な動機がある⁷。その一つ目として挙げられるのは、性質の認識可能性に関する論点である (cf. Shoemaker (1980; 1998))。次のような考えはごくもともとと思われる：われわれは現に (少なくともかなり頻繁に)、ある対象がどんな性質をもつかを正しく認識できている。そしてわれわれは、ある対象のもつ性質が、他の対象の性質と同じなのか違うのかといった同定作業にもしばしば成功している——と、このような考えである。だがここで、もし性質の同一性が力能によっては決定されず、それと独立であるとした

4. もっとも、たとえば数学的対象のもつ性質などはこの限りではない。性質の因果説が問題にしているのはあくまでも、物質的対象によって例化される性質である。さらに重要な問題として、性質の因果説の支持者として上で挙げた者の中にも、物質的対象の性質の中にも力能集合による分析を受けつけないものがあると考える者もいる。たとえば Ellis (2009)、Molnar (2003)は、空間的性質はそうした性質の例としている。

5. この主張は、単一世界内の (intra-world) 同一性だけでなく、貫世界的な (transworld) 同一性に関わるものとして意図されている。以下の第3節の議論も参照のこと。

6. ただしこの主張 (CV) を、力能による性質の「還元的分析」を意図したものと捉えることは適切でないだろう。というのもシューメイカーも指摘するように (Shoemaker 1980: §VII)、「条件つき力能」の概念は「性質」の概念を含んでいる (また力能の概念を特徴づけるための「状況」の概念も「性質」概念を含んでいる) からである。むしろ (CV) は、単に性質と力能の必然的運動性 (あるいは独立的変動不可能性) を主張するものとして理解されるべきだと思われる。なお若干余談になるが、いまいった点を D・デイヴィドソンが出来事の「因果的個別化基準」について述べていること (Davidson (1969: 179)) と比較するのは興味深いと思われる。

7. ここで挙げる二点以外にも、性質の因果説は、特にシューメイカー流の仕方でも展開された場合、性質間の「実現関係」をうまく扱えるという利点がある。この点については、Shoemaker (2001)、秋葉 (2014: 第8章) を参照。

ら（つまり上の（CV）が成り立たないとしたら）どうだろうか。その場合、すべての可能な状況においてまったく同じ仕方で振る舞う二つの対象——まったく同じように知覚され、同じ測定装置にまったく同じ仕方で反応する対象——がもつ性質が実は異なっている、という可能性が許容されることになる。そしてこれが意味するのは、対象のもつ性質をわれわれが正しく認識・同定できているという保証は実はどこにもない、ということだと思われる。というのも、対象の性質を知るためにわれわれが頼りにできるのは、もっぱらその対象の振る舞いに他ならないはずだからである。（これと類似した論点として、Bird (2007: ch. 3)では言語的指示の成立という事実が引き合いに出されている。）

第二に、いまの点とも関連するが、性質の因果説は、実在性についての「エレア派基準」と呼ばれるものによっても支持される（Heil (2003: 78)）。この基準は、「実在するとは因果的な力をもつことである」というものであり、少なくとも時空的世界における実在性について考える際には、そのもつらしさは否定しがたいように思われる。というのも、因果的な力をもたず、世界の因果的推移に貢献しないものは、端的に言って世界に何の違ひも生み出さないもの、いわば余分な「浮き駒」だと言いうるだろうからである。しかし再び、もし性質の同一性が力能集合によっては決まらないとしたらどうだろうか。その場合、性質には因果的な特徴（力能）以外にも、その同一性を左右するような何らかの要素が含まれていることになるだろう。そしてそれは、まさにいま言った意味での余分な浮き駒であるようにみえる。

2. フッサールの性質構成論

以上、性質の因果説の基本的主張とその動機を簡単に確認した。ではこれに対し、フッサールは性質をどのようなものとして考えていたのだろうか。本節ではこの点をやや詳しくみていくが、具体的な話に入る前に次の二点に注意を促しておきたい。第一に、以下の議論では、もっぱら志向的作用の対象的相関者、つまり「ノエマ」の構造についてフッサールが述べていることに注目する⁸。これは主として、フッサールの見解を性質の因果説と同じ土俵の上で論じるためだが、彼の見解に特徴的な側面はこの捨象によっても失われることはないだろう。第二に、以下では「実在的 real」という語を、フッサールが「物質的 materiel」や「内世界的 weltlich」と言い換えるときの意味で使う。フッサールによると究極的な意味で「実在的」なのは超

8. もうひとこと補足すると、以下でわれわれが着目するのは、作用の対象的側面について語るようになり、現象学的分析の存在論的な意義を（おそらく還元思想を通じて）はっきり意識するようになった中期以降のフッサールの見解である。

越論の主観性だけなので、以下ではこの語の究極的でない（通俗的な）用法にしたがうということである。

2.1 フッサールの構成論の一般的枠組み

最初に、フッサール哲学の基本的な枠組みを確認しておこう。フッサールによれば、（純粹意識以外の）すべての存在者は、さまざまな現出の多様なし連関を通じてはじめて与えられるところの志向的統一体である（III/1, 106）。そして重要なことに、それぞれの存在者のタイプには、それに属する存在者が「原的に *originär*」与えられる——想像や記号表象などの仕方ではなく、まさにその対象そのものが本来的・直観的に与えられる——ために、それを与える現出連関が満たさなくてはならない固有の条件が対応している（cf. III/1: 14-5, 344ff. など）。たとえば、物質的事物、他我、数学的对象、事態、本質、価値物、等々といったさまざまな存在者が原的に与えられるための条件は、それぞれ他のものと異なっている。以下では、あるタイプの存在者が原的に与えられるために現出連関が満たさなくてはならない条件を、その「所与性条件」と呼ぶことにしよう。そうすると、いま言ったフッサールの主張は次のように定式化できる：

- (0) それぞれのタイプの存在者には、それぞれ固有の所与性条件がある。

これは一般に「相関関係のアプリオリ」と呼ばれる主張である。そして、ここでいう所与性条件をそれぞれの存在者領域に関して明らかにするという課題を、フッサールは「現象学的構成の問題」と呼んでいる（III/1: §§ 149-52）。

おそらく主張 (0) は、ある種の読み方の下ではそれほど意義深いものではないだろう。われわれの通常のものの方（ないしフッサールの言う「自然的態度」）の下では、存在者はその与えられ方とは独立に、それ自体において確定した何かあるものである。そしてこの見方下では、(0) は単に、各存在者に対するわれわれの認知的アクセスが正当であるための条件は当の存在者のタイプごとに異なる、というだけの主張として読まれる。そして、もし (0) がこのような意味で読まれるなら、それに反対する者はほとんどいないだろう。（たとえば、数学的事態についての知識を得るには空間的事物に関する知識を得るときとは異なる手続きが要る、といったことは誰も否定しないだろう。）

しかしながらフッサールは、ここで「所与性条件」と呼んだものに対し、もっと実質的な——「存在論的な」と言ってよい——意義を与えている。つまりフッサールは、(0) を前提とした上で、さらに次のことを主張していると思われる：

- (1) それぞれのタイプの存在者の本質は、それに固有の所与性条件がどのようなものであるかによって決定される。

すなわち、それぞれの存在者の所与性条件は、単にそれに対する認知的アクセスの正当性条件を定めるだけではない。むしろそうした条件は、当の存在者の本質内実そのものを構成するのである。それゆえ、ある存在者の所与性条件を解明することは、当の存在者それ自体の本質に何が含まれているかを明らかにすること、その存在者が「本当のところ何なのか」を明らかにすることに他ならない。フッサールが所与性条件の解明（＝現象学的構成）という課題にきわめて重大な意義を認めていたという事実は、まさにこうした見解を背景にすることで自然に理解されるだろう。

さて、フッサールが(1)を受け入れていたとすると、すでにこの時点でも、性質の因果説との一般的な類似性がみえてくる。それぞれの存在者、とりわけ時空世界内の存在者がそのうちで与えられるところの「現出 *Erscheinung*」は——もっぱらノエマとして理解すれば——その存在者の「振る舞い」として理解できる。つまりそれぞれの現出は、当の存在者がそのつどの状況においてみせる一時的な姿である。そしてこれをふまえると、上の主張(1)は、「存在者の本質を決めるのは、その振る舞いに関して成り立つ特定の条件だ」という主張して言い換えられる。この主張が先にみた性質の因果説の基本発想、すなわち、存在者の本質のうちにはその振る舞いに関することがら以上の何も含まれていない、という発想と親近性をもつのは明らかだろう。

実際、ある存在者の本性のうちに、その存在者に関するどんな振る舞いにも表れないような何かを認めることに対して、フッサールはごく否定だったと言ってよい。次の箇所は、(性質ではなく)事物について述べたものだが、この基本的な姿勢をよく表している(III/1: 102 なども参照)：

経験的存在物は、「経験」の無限のプロセスのうちで正当に与えられる。〔・・・〕事物の即自的存在 (*Sein an sich des Dinges*) の根底に、何らかの原理的に経験不可能な存在をおき据えることはナンセンスである。事物の即自的存在の基礎に何らかの経験不可能な規定性をおくこと、つまり、一切の可能的経験の彼岸にあるような規定性をおくことは、一方で「それらの規定性は事物に当てはまる。だからそれらは所与性へと至り得るのではなくてならない」と言いつつ、〔・・・〕他方では同時に、それを否定することに他ならない。なぜならそのような考えのうちには、「経験の背後にある何か、経験不可能な即自が存在する」ということが含まれているからである。(XXXVI: 32. 強調は原文のまま。)

2.2 性質の所与性条件としての因果的依存パターン

このように、フッサール哲学の一般的枠組みと性質の因果説の間には、たしかに共通の発想が認められる。だが話はこれに留まらない。われわれの関心を性質に限れば、両者の共通性はさらに際立ったものとして見えてくるのである。以下では、フッサールのテキストから、「性質とは特定の力能を対象に授けるものに他ならない」という性質の因果説と実質的に等しい見解をとり出せることを示そう。

ここで特に注目すべきは、『イデー II』において、事物の「実在的な諸特性 *reale Eigenschaft*」について主題的に論じられている箇所である。フッサールがこれによって意味しているのは、主観的な見えや感覚質などと対置されたものとしての、事物の「客観的」な特性のことである。(なお以下では、「特性」と「性質」を同義のものとして扱う。)

上でみた (1) を適用すれば、この「実在的特性」という存在者の本質は、まさにその所与性条件——それが原的に与えられる際に現出連関が満たすべき条件——がどのようなものであるかによって決まる。そしてフッサールはその条件を構成するものとして、他でもなく「因果性」をもち出しているのである：

〔実在的な〕特性それ自体が、実際に充実する——したがって原的な——所与として与えられるのは、諸々の関数的な系列が原的な経過へと至り、そしてそれらの系列の中で、〔その特性をもつ事物の〕周囲の状況への依存関係が、換言すれば因果的な依存関係が原的に与えられる場合だけである。(IV: 43. 強調は原文のまま。)

内容がかなり凝縮されているので、少し噛み砕いて説明しよう。

まず「関数的 *funktionell*」ということ考えられているのは、事物の諸現出が、その周囲の状況の変化（ないし不変化）に応じる際に見せる顕著な規則性のことである。すなわち、ある事物の現出系列が関数的であるのは、その系列を構成する諸現出が、〈周囲状況に関する一定の入力のもとでは一定の出力が生じる〉という仕方で並んでいるときである (cf. IV: 48f.)。

そして、こうした関数的な現出系列において与えられるのが、周囲の状況に対する「因果的な依存関係 *kausale Abhängigkeit*」である。すなわちこの場合、事物の現出は、「状況が変わらない限り変化せず、[...] 状況が連続して変化すればそれにつれて変化する」(IV: 49) ものとして、つまり周囲状況の変化ないし不変化に依存したものであるとして与えられる。

そして上の引用によると、まさにこうした因果的な依存関係が原的に与えられるとき、同時に実在的な特性が原的に与えられる。言い換えると、ある現出系列が「周囲状況に対して因果的に依存したものである」ことこそが、ある実在的な特性が原

的に与えられるための条件、つまりその所与性条件をなすわけである。

このような構図は、フッサールの読者にはなじみのものだろう。たとえば、空間的事物にとっての所与性条件は、ある一連の現出において与えられる空間的諸形態が、その多様を貫いて同一であるような「何か」の措定を動機づけるような——調和的な *einstimmig*——仕方で互いに関係し合っていることである。つまり空間的事物は、そうした現出系列の規則性・体系性を成り立たせているところの「統一物」として与えられるわけである⁹。そしてこれと同様に、いま問題の実在的特性も、ある現出系列が「周囲状況への因果的な依存」という規則性を備えたものであるとき、その規則性を可能にしているところの「統一物」として与えられることになる。

だがもちろん、以上のことは、実在的な特性の所与性条件について一般に言えること、つまりその図式的な特徴づけにすぎない。個々の実在的な特性に目を向けた場合、それぞれの特性にとっての所与性条件を構成するのは、それぞれ固有の因果的依存パターンであることがわかる。フッサールが挙げている二つの例をもとにこの点をみておこう。

一つ目の例は「色」である (IV: 41-2)。フッサールによると、事物の見え方が、周囲の照明条件などの変化に応じて関数的に変化するとき、その規則的変化を生じさせている統一物として、客観的な色が構成される。逆に、もし現出系列においてそうした関数的変化が生じないなら——たとえば、照明条件が変化しているのに色の見え方が変わらないなら——、事物自身もつ客観的な特性としての色は与えられない。その場合に与えられるのは、せいぜい主観的な「色の見え」である。

二つ目の例は「重さ」である (IV: 46)。フッサールによると、物体の重さは、地球の極に向かって移動するにつれて連続的に変化する。そしてこうした関数的変化が与えられるときに限り、個々の「重さの与えられ方」のどれにも尽くされない、統一物としての重さが与えられる。(そうした関数的変化が与えられない場合、あるのはせいぜい主観的な「重さ感覚」だろう。)

以上から、われわれはフッサールに次の見解を帰すことができる：

- (2) それぞれの実在的な性質の所与性条件を構成するのは、それをもつ対象に備わる特定の因果的振る舞いのパターンである。

そして上の (1) と (2) を合わせると、最終的に次の主張が得られる：

9. より端的な表現を好むときには、フッサールは「事物とは諸現出の規則である」(VI: 86) とさえ言う。こうした言い方は若干ひとを戸惑わせるところがあるが、おそらくその戸惑いは田口 (2014) の第2章を読めば大部分解消するのではないかと思う。(同章の議論は、少なくとも私の知る限り、「物」に関する現象学的分析として最良のものである。)

(H) それぞれの実在的性質の本質は、それをもつ対象に備わる特定の因果的振る舞いのパターンがどのようなものであるかによって決定される。

この主張が、上でみた性質の因果説の見解ときわめて近いものであることは明らかだろう。どちらの立場も、性質という存在者を、もっぱら対象にある特定の因果的な振る舞いを可能にするものとしてみている。性質の本質のうちには、それをもつ対象のどんな可能的振る舞いのうちにも表れえないような要素は含まれていないわけである。

以上の読みを支持する箇所として、もう一つだけ挙げておこう。次の一節でフッサールは、まさしく「力能」という語を使って、彼の言う実在的な特性を性格づけている：

〔実在的な〕特性は、ある力能 *Vermögen* を表している。それらは因果的な特性、すなわち、ある「もし—ならば」へと関係づけられた特性なのである。(IV: 86)

これによれば、実在的性質とは「因果的」な性質に他ならず、ある性質が「因果的」であるとは、それが対象に一定の可能的な振る舞いの力——「もし—ならば」で表される力——を授けるということに他ならない。つまり実在的性質は、まさにそうした力能の付与者として特徴づけられるわけである¹⁰。

10. フッサールはさらに、性質だけではなく「事物 (*Ding*) に関する因果説」とでも言うべき立場をとっていると解釈できる。そのことがうかがえる箇所として二つだけ挙げておく：「事物は、まず第一にそれ自身において延長シタモノ (*res extensa*) であり、そのあと第二に何らかの関係のうちに立つ、というのではない。つまり事物は、あたかも完結した何か (*etwas Fertiges*) であるというわけではない。[・・・] そうではなく、対象はただ因果的な依存関係のうちでのみ存在する。[・・・] 対象は、ただ因果的な生成 (*kausales Werden*) のうちでのみ、そして因果的な依存関係によってはじめて、現にある通りのものなのである」(XXXII: 205)；「事物は諸々の実在的性質からなる同一の実在物であり、それらの実在的性質は、いわばこの統一的な存在者から発する一光線である。[・・・] 実在性——あるいは同じことだが実在性——と因果性とは、分ちがたく相属している。実在的な性質は、その本質からして (*eo ipso*) 因果的な性質である。したがって、ある事物を知るとは、それがさまざまな因果連関の中でどのように振る舞うかを経験に即して知ること、すなわち、押したり圧したり、曲げたり潰したり、熱したり冷やしたりした際にそれがどのように振る舞うか、それらの状況でどのような状態になり、どのようにその状況をもちこたえるかを知ることである」(VI: 45)。

ここで生じる問題は、事物の因果説とでも呼ぶべきこうした見解は、性質についてのフッサールの見解とどのような関係にあるのかというものだろう。これに対する私の答えは、ごく簡単に言えば、性質についてのフッサールの見解は、彼が事物について上のような見方をとることの理由の一部になっている、というものだ。つまり、フッサールは性質の因果説に当たる見解を前提していたからこそ、事物に関する上のような見解をとることになったと考えられる。

3. 自然法則の様相的身分に関する問題

以上の二節でみてきたように、フッサールのテキストからは、性質の因果説と実質的に同じ考えをとり出すことができるように思われる。しかし実のところ、フッサールと性質の因果説の間には、ある重要な相違点がある。それは「自然法則の様相的身分」に関するものであり、この相違点はフッサールの立場のうちにある緊張をもたらすようにみえる。本節ではその内実を確認していこう。

やや唐突だが、「自然法則は形而上学的に必然的か」という問いについて考えてみてほしい。素朴に考えてみれば、私たちの多くはこの問いに否定的に答えるだろう。たとえば、質量という性質（族）は、現実世界において万有引力の法則によって距離や引力と関係づけられている。しかし、この関係は別様でもありえたはずではないだろうか。すなわち、万有引力定数が現にそうであるのとは異なっていたり、引力が距離の二乗ではなく三乗に反比例したりといったことは、形而上学的には明らかに可能ではないだろうか。実際、現代の形而上学者の中にも、自然法則は偶然的である——つまり現に成り立っているのとは異なる自然法則が成り立つことも可能だ——と考える者は多い（Armstrong (1983), Carroll (1994) など）。

フッサール自身、この見方を支持しているととれる発言を残している。そのように読める箇所はいくつかあるが（たとえば III/1: 12, 20; XIX/1: 297）、なかでも次の箇所は、かなり明示的に自然法則の偶然性を主張するものと解釈できるだろう：

たとえ自然という理念が何らかの自然法則を指示するとしても、この理念はいかなる特定の自然法則も指示してはいない。特定の自然法則は、〔自然の理念だけからは〕未決に留まっている諸々の可能性のうちから選び出された、いくつかのレアールな可能性である。（XIII: 215. 強調は原文のまま。）

さらにこのすぐ後で、フッサールは次のようにも言っている：

しかし自然の法則性は、個別的な自然という理念 *die Idee von individueller Natur* をなお不完全にしか規定していない。自然の法則性は常に一つの形式であり、その内容は未決のままに留まるのである〔・・・〕。私は自然の論理、すなわち自然の存在論の内部に留まりつつ、私が経験に即して規定したところの自然法則とは異なる自然法則の可能性を考えてみることができる。（Ibid.）

もちろん解釈の余地はあるが、こうした発言から、フッサールは次の主張を受け入れていたとすることはそれほど強引ではないだろう（Contingency of Law of Nature）¹¹：

11. この読みのさらなる根拠を挙げれば、『イデーニ I』には次の主張を含意するものと読

(CLN) 何らかの性質 P について、二つの可能世界 w_1 と w_2 があり、 w_1 において P に関して成り立つ自然法則と、 w_2 において P に関して成り立つ自然法則は異なっている。

これはつまり、ある性質について成り立つ自然法則は、すべての可能世界で同じであるとは限らない、ということである。

しかしこれに対し、性質の因果説の支持者は (CLN) を拒否する。つまり彼らは、自然法則は形而上学的に必然的だと主張する (Bird (2007)、Shoemaker (1980))。彼らがそのように主張するわけを理解するには、まず、性質の因果説において「自然法則」というものがどのような仕方であらうかを考えるのがよい。前述のように、性質の因果説によると、それぞれの性質には「力能集合」と呼ばれるものが内的に結びついている。そしてこの集合は、当の性質が対象に付与するさまざまな「条件つき力能」を要素とするものだった。では、条件つき力能とはどのようなものだったか。いまある性質 P に注目すれば、この性質が対象に付与する条件つき力能とは、たとえば、「 Q と R を一緒に例化しているなら、 S が例化される状況で T の例化を引き起こす」といった形で表されるものである。そしてここで重要なのは、性質 P がこの力能を対象に付与するということは、 P 、 Q 、 R 、 S 、 T という性質のあいだにある法則性が成り立つということに他ならない、という点である。つまり、性質 P が付与する条件つき力能は、 P を含んだある特定の自然法則が成り立つことを含意するのである。そして逆に、ある自然法則があるところにはそれに対応した力能があると考えられるから、一般的に言って、性質の因果説において自然法則とは、それぞれの性質の力能集合の要素（条件つき力能）を法則の形で記述したものである、ということになる。

これをふまえ、性質の因果説の主張をもう一度みてみよう。

(CV) 性質の同一性は、その力能集合によって完全に決定される。

める箇所がある (III/1: 20)。すなわち、物体の〈延長〉と〈重さ〉は現実世界では結びついているが、この二つの性質の結びつきは形而上学的に必然的——フッサールの用語では「本質必然的」——なものではない、という主張である。これはまさに、ある性質について成り立つ法則が異なる世界では異なりうる、という見解（つまり (CLN)）として理解できるだろう。

また上の主張 (CLN) は、「自然法則の偶然性」と呼ばれうる主張のすべてではないという点には注意しておきたい。仮に (CLN) が成り立たないとしても、現実世界に存在しない何らかの性質 P' （しばしば「エイリアン性質」と呼ばれる）が何らかの可能世界に存在し、そこでは現実世界とは異なる自然法則が成り立つ——自然法則はその意味で偶然的である——、と主張する余地は残るからである。この点については、塩野 (2010) を参照。

性質の因果説が上の (CLN) を拒否するのは、まさにこの主張 (CV) が一見したところ (CLN) を排除するように思われるからである。このことは、次のような議論を通じて理解できる：

- (CLN) が真だと仮定する。このとき、ある性質 P が存在し、P について成り立つ自然法則は、ある二つの可能世界 w_1 と w_2 において異なっている。
- 一般に自然法則とは、各性質に結びついた力能集合の要素を記述したものである。(上述した性質の因果説における自然法則の理解より)
- それゆえ、性質 P に結びついた力能集合の要素は、世界 w_1 と w_2 において異なっている。
- 集合の同一性は要素の同一性に依存するから、これが意味するのは、性質 P には世界 w_1 と w_2 のそれぞれにおいて異なる力能集合が結びついている、ということである。
- よって、性質 P の同一性は、それに結びついた力能集合の同一性によっては決定されない (力能集合の同一性とは独立に変動しうる) ことになる。
- しかしこれは上の主張 (CV) に反する。
- したがって、(CV) を維持するためには、(CLN) を否定しなくてはならない。

さて以上が正しいとすれば、フッサールは論理的不整合の危険にさらされていることになる。なぜなら前節でみたように、フッサールは性質の因果説ときわめて近い立場をとっているように見え、したがって、彼が (CV) を受け入れていたとすることは自然だと思われるからである。

だが、これは本物の危険なのだろうか。以下では、フッサールが (CV) を受け入れていたと仮定したうえで——それゆえ、彼は (CV) を受け入れていなかったからそもそも不整合の危険はないとする道は除外したうえで——この点について考えてみよう。つまり以下で検討したいのは、(CV) と (CLN) という二つのテーゼ (あるいは少なくとも、この二つのテーゼの背景にある基本的発想) を両立させる道はあるのか、という問題である。

4. 二つの調停案

本節では、「性質の因果説」と「自然法則の偶然性」を調停するために考えられる二つの案を提示し、それぞれに若干の検討を加える¹²。一つ目の案は、性質の同一性

12. 私の知る限り、(CV) と (CLN) を調停する試みは、その一見したところの重要性に

を決める力能集合は「各可能世界に相対化された力能」からなると考える道であり、もう一つは、性質の同一性を決めるのはある程度の抽象性をもった「未確定的な力能」であってよいと考える道である。以下の議論は、いずれも途中経過報告とも言うべき暫定的なものだが、特に二つ目の案は、理論的な観点からもフッサール解釈の観点からもさらに展開する価値がありそうだというのが私の考えである。

4.1 相対的な力能

一つ目の案からみていこう。ここまでの議論では暗に、性質と力能の結びつきは絶対的なものと想定されていた。つまり、性質と力能は、それぞれの可能世界と相対的に結びついたりつかなかったりするのではなく、ただ端的に結びついたりつかなかったりするのだと想定されていた。まさにそう考えられていたからこそ、ある可能世界で性質 P と結びつく力能集合が、他の可能世界ではそれと結びつかないという状況——(CLN) が主張する状況——が (CV) に反するように思われたのである。

だがここで、性質と力能の結びつきは各可能世界に相対的なものと主張する道があるかもしれない。この路線を展開する一つのやり方は次のようなものだ¹³——それぞれの可能世界において性質 P に結びつくのは、ただ端的な「力能 A」などではなく、むしろ「世界 w_1 における力能 A」や、「世界 w_2 における力能 A」といった世界ごとに別々の力能である。こう考えた場合、たとえば「世界 w_1 における P の力能集合」は、P に結びつく力能のうち「世界 w_1 」というインデックスをもった力能をすべて集めたものである。そして、端的な「P の力能集合」は、これらの力能集合すべてを部分として含む巨大な集合である。

たしかにこの見解の下では、ある同一の性質に結びついた力能集合が異なる世界においては異なる、という状況は問題なく許容できるものになる ((CLN) を容認できる)。なぜなら、「世界 w_1 における P の力能集合」と、「別の世界 w_2 における P の力能集合」は、「P の力能集合」全体を構成する (互いに素な) 部分として、その中に矛盾なく含まれている——たとえ世界のインデックスを外して中身を比べたら食

もかわらず、Shoemaker (1980) と Mumford (1994) で示唆されているのみであり、しかもどちらもうまくいっているようにはみえない (そもそもシューメイカーは「この二つのテーゼは調停できない」という結論を出すためにその調停案を検討している)。ただし以下でみる二つ目の案は、Shoemaker (1980: §IX) で示唆されている方針を彼とは少し違う仕方でも展開したものとみなすことができる。

13. これは本質的に、変化の問題において性質を時点へ相対化する三次元主義者の作戦と同じものである。その作戦によれば、たとえば太郎がそれぞれの時点でもつのは、端的な〈立っている〉や〈座っている〉という性質ではなく、〈時点 t_1 において立っている〉や、〈時点 t_2 において座っている〉といった時点に相対化された性質である。

い違っているとしても——からである。そしてその際、性質の同一性は力能集合の同一性によって決まる、という主張 (CV) は変わらず保持されている。これまでと違うのは、性質の同一性は全可能世界に散らばったすべての力能の集合によってはじめて決まる、と考えられている点である。

さてこの案には、どのくらい見込みがあるだろうか。この点に関してはまず、可能世界すべてにわたる巨大な力能集合なるものに訴えるのは存在論的な負担が大きすぎるのではないか、という問題が指摘されるかもしれない。しかし形而上学においてしばしば（あるいは常に）そうであるように、この種の指摘は、少なくともそれ単独では決定打となりそうにない。さまざまな考慮の結果、当初は法外にみえた存在論的出費が実は適正だったと判明することがないとは言えないからである。

むしろより深刻だと思われるのは、上の案は、もともと性質の因果説を導いていたはずの動機、いわばその基本精神を十分尊重できていないのではないかという懸念である。上の案にしたがった場合、ある同一の性質に対しては、原理的にどんな内実をもった力能でも結びつきうることになる。極端な話、この現実世界で質量と電荷のそれぞれに結びついている力能が、他の可能世界ではそっくり入れ替わっていてもよい——もちろん異なる可能世界のインデックスを伴ったものとして——わけである。だがこれは、「性質の本質は、それがどのような振る舞いを対象に可能にするかで決まる」という性質の因果説の基本発想とは相容れないようにみえる。というのも、ここで性質は、実質的に対象のどんな振る舞い方（インデックスなしの力能が表すもの）とも自由に結びつくことができ、それらと独立に同一性を保てるものとして捉えられてしまっているからである。言い換えると、ここで性質はいわば「裸の基体」のようなものとして扱われており、何か特定の因果的役割によってその本質が決まるものではなくなってしまっているのである。

4.2 未確定的な力能

では、力能を可能世界に相対化するのでないとしたら他にどんな方法があるだろうか。性質の因果説と自然法則の偶然性を調停するための二つ目の案としては、力能の確定性に注目する道を考えることができる。これはつまり、性質の同一性はたしかに力能によって決定されるのだが、その決定の役割を果たすのは必ずしも確定的な力能ではなく、一定の抽象性をもった未確定的な力能（ないし力能形式）であってよい、と論じるものである。

まずは力能の確定性という概念について説明しよう。例として、前節でみた万有引力の法則を思い出してほしい¹⁴。この法則 ($F = G \times M_1 \times M_2 / R^2$) は現実世界において、

14. 以下の議論では決定論的な法則（と力能）を念頭におきつつ議論を進めるが、その要

個々の質量性質（5g 性、10g 性、等々）を、ある確定的な仕方¹で他の性質や関係（質量、距離、引力）と関係づけている。すなわち、この法則にしたがうものであることにより、たとえば 50kg 性という性質は、何らかの確定した値によって表されるような無数の力能——「質量 300kg の物体と 10m の距離にあるとき F_0 の力で引き合う」、等々（ただし F_0 は確定した値）——を対象に付与するものになる。以下では、確定的な性質のみに言及することで特徴づけられるこうした力能を「確定的な力能」と呼ぶことにしよう。万有引力の法則にしたがう限りにおいて、それぞれの質量性質には、この意味での確定的な力能が無数に結びついているわけである。

しかし、性質に結びつく力能はより未確定的なものでありうる。それがどうしてかを見るため、直前と同じく万有引力の法則に注目し、この法則を抽象化していく次のような過程を考えよう（各行のカッコは抽象化された部分、下線部はその次の行で抽象化が進む部分を表す）：

$$\begin{aligned} F &= \underline{G} \times M_1 \times M_2 / R^2 \\ F &= () \times M_1 \times M_2 / R^2 \\ F &= () \times M_1 \times \underline{M_2} / R^2 \text{ (')} \\ F &= () \times M_1 \text{ (')} \times M_2 / R^2 \text{ (')} \\ &\vdots \end{aligned}$$

この二行目以降で表されているのは、確定した法則ではなくその「形式」である。そしてこれらの形式は、その抽象性のゆえに、互いに異なる無数の自然法則を自らの下に包摂することができる。たとえば二行目の形式は、現実世界の引力定数 G とは異なる定数をもった万有引力法則をも包摂する。（そして三行目、四行目と抽象化が進むにつれ、その下に包摂される自然法則の範囲は広がっていく。）あるいはまた、自然法則を抽象化する別の方法としては、その中に現われる定数（上の例なら引力定数）を完全に形式化しないまでも一定の値の範囲内で未確定にしたり、確定的な性質への言及をある確定可能な性質への言及に置き換えたり（こちらの方法は量的でない性質を含む法則の場合に汎用性が高いだろう）、といったやり方も考えられる。いま、これらの方法のいずれかによって得られる未確定な図式——確定的な法則を自らの具体化としてもつところの図式——を、まとめて「法則図式」と呼ぶことにしよう。そうするとわれわれは、それぞれの性質は、ある法則図式を満たす限りで、その図式の未確定性に対応した未確定的な力能をもつ、とすることができる。あるいはより正確には、ある性質 P がある確定的な法則 L に従うものであり、その法則

点²は確率論的な法則に焦点を移しても失われたいと思われる。この点を展開することも今後の課題としたい。

Lがある法則図式Aの具体化であるとき、問題の性質Pには図式Aに対応した未確定的な力能が結びついている、とすることができる。上述のことからわかるように、法則図式にはさまざまな抽象度のレベルがあるから、一つの性質にはさまざまなレベルの未確定的な力能が結びつくことになる。たとえば質量500g性に対しては、それが一定範囲内の定数をもった引力法則に従う限りにおいては対応した確定度の力能が帰属し、上の三行目の形式を満たす限りにおいてはより確定度の低い力能が帰属する、といった具合である。

さて準備が少し長くなったが、以上をふまえて二つ目の調停案を提示しよう。それは、性質の因果説の主張をこれまでより穏当な次のものとして理解する道である：

(CV*) 性質の同一性はその力能集合の一部、すなわち、あるレベルの未確定な力能の集合によって完全に決定される。

これによれば、性質の同一性はその力能集合のすべての要素によって平等に決定されるわけではない。むしろ性質の同一性にとっては、それに結びついた力能のうち一定の抽象性をもった未確定的な力能だけが決定的であり、それよりも確定度の高い他の力能は（たとえある世界で実際にその性質に結びついているとしても）その同一性を左右することはない。性質の同一性にとって決定的なこの前者の力能群は、言ってみれば、当の性質にとって本質的な「核」のような役割を果たすわけである。

明らかに、性質の因果説の主張がこの(CV*)であるとすれば、自然法則の偶然性(CLN)は問題なく許容できるようになる。万有引力の法則について前節で述べられたことを思い出そう。それによれば、引力定数が現実とは異なっていたり、引力が距離の二乗ではなく三乗に反比例していたり、といったことは形而上学的に可能なのだ。たしかにこれらの可能性は、性質の因果説のものと主張(CV)とは両立困難だったが、いま問題の(CV*)に関しては同様の困難は生じない。というのも(CV*)を支持する者は、いま言われたような偶然性を認めつつも、この種の偶然性の範囲はまったく無制限なものではない、と云えばよいからである。たとえば(CV*)の支持者は、個々の質量性質にとって本質的なのは、ある範囲の定数のもと一定範囲内の仕方で距離や引力と関係づけられること（あるレベルの未確定的な力能と結びつくこと）であり、その範囲内でなら距離や引力との具体的な関係づけられ方（ある特定の確定的力能との結びつき）は可能世界ごとに変動してよい、とすることができる。そして重要なことに、もとの(CV)の代わりにこの(CV*)を採用したからと言って、性質の因果説の基本精神を捨てたことにはならない。なぜなら(CV*)は依然として、性質の同一性はそれが対象に可能にする因果的振る舞いのパターンによって決まる、という発想を具体化するものになっているからである。

もちろん、この調停案に十分な説得力をもたせるにはいくつかのとり組むべき課題があり¹⁵、なかでも、(CV*) が言うところの「あるレベル」がそれぞれの性質に関してどう決まるのか（あるいはそもそも何らかの仕方では決まるのか）、という問題は重要だと思われる。残念ながら本稿にはそれにとり組む余裕はないが、上述のことから少なくとも言えるのは、そのレベルはあまりに抽象的なものであってはならない、ということである。なぜなら、もしそうであってよいとしたら、それぞれの性質に結びつくことのできる（確定的）力能の範囲には実質的な制限がないことになり、この二つ目の案は先の 4.1 節でみたのと同じ問題を抱えることになるからである。それゆえこの案を見込みあるものにするには、たとえば次のように主張する必要があるだろう。すなわち、個々の質量性質はどんな可能世界においても、現実世界の法則とかなり似た法則によって、現実世界で関係しているのとかなり似た性質群と関係している（逆に、現実世界の質量とあまりにかけ離れた振る舞いをするような性質はもはや質量ではない）、と。

性質についてのこうした見方はたしかに実質的なものであり、これに対する異論の余地は十分ありうる。だが同時に、この見方をさらに追求して見ることには十分な価値があるとも思われる。というのもこれは、もともと性質の因果説がもっていた魅力的な描像の重要な部分を保持しつつ、自然法則の（少なくともある範囲での）偶然性というこれまたもっともらしい主張を認めるための一つの有力な方向を示しているからである。

そして最後にフッサールに戻って言えば、いまみた第二の案は、実のところフッサール自身によっても支持されたものではないかと推測することができる。上述のように、この案にとって中心的な主張は、それぞれの性質はその本質上、ある特定の性質群とある特定の仕方では——あるレベルの抽象度において特定可能な仕方では——法則的に結びついている、というものである。これは言い換えれば、各性質はそれ自身で完結した存在者であるというよりも、むしろ自らの本質のうちに他の諸性質との関係を含んだ存在者だということである。ここでフッサールの読者は、「基づけ」や「非独立性」という概念を使って彼が語っていたことを思い出すだろう。フッサールによると、多くの存在者はまさにその本質のうちに他の存在者との結びつきを含んでいる (XIX/1: 253ff.; III/1: 12ff.)。その本質的な結びつきは、ある一定のレベルの抽象的・確定可能なタイプの間になり立ち——たとえば、「作用質料」と「作用性質」の間や、「形態」と「感覚的性質」の間——、それよりも具体的・確定的

15. そうした課題と考えられるものを二つだけ示唆しておく。第一に、ある量的性質の族（質量、長さ、電荷、等々）に属する無数の性質同士をどう個別化するかというのは一つの問題である。第二に、個別例をもたない性質をどう扱うべきか、特にそうした性質が他の性質の同一性にどう関わりうるかという点も大きな問題である（一見すると自然法則は個別例をもつ性質の関係であるように思われるから）。

なレベルでは、タイプの中の結びつきは広い意味で「事實的」なものにすぎない(III/1: 12)。つまりそれは、たとえある世界では法則的規則性として成り立っているとしても、本質上の結びつきがもつような強い必然性ではないのである。こうしたフッサールの枠組みは、存在者の間の法則的な結びつきのうちに、当の存在者の本質を規定する必然的な層と、その範囲内で変動しうる偶然的な層を認めるものであり、上で提示した第二の調停案も、この枠組みの一展開例とみなすことができる。したがって、もしフッサールが「性質の因果説と自然法則の偶然性をどうやって同時に主張できるのか」と問われたら、その答えはこの第二の案に近いものであつたらう、とわれわれは考えることができる——あるいは少なくとも、彼の思想枠組みからすればそれが自然な答えであつたらう、と。

参考文献

フッサールの著作

- [III/1] *Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie, Erstes Buch*, Meiner.
- [IV] *Ideen zu einer reinen Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie, Zweites Buch*, Meiner.
- [XVI] *Ding und Raum: Vorlesung 1907*, Meiner, 1973.
- [XIX/1] *Logische Untersuchungen, Zweiter Band, Zweiter Teil*, Kluwer, 1984.
- [XXXII] *Natur und Geist: Vorlesungen Sommersemester 1927*, Kluwer, 2001.
- [XXXVI] *Transzendentaler Idealismus: Texte aus dem Nachlass (1908-1921)*, Kluwer, 2003.

その他の著作・論文

- Armstrong, D.M. (1983) *What is a Law of Nature?*, Cambridge UP.
- Bird, A. (2007) *Nature's Metaphysics: Laws and Properties*, Oxford UP.
- Carroll, J. (1994) *Laws of Nature*, Cambridge UP.
- Davidson, D. (1969) "The Individuation of Events", reprinted in his (1980) *Essays on Actions and Events*, Oxford UP: 163-80.
- Ellis, B. (2009) *The Metaphysics of Scientific Realism*, Cambridge UP.
- Harré, R., Madden, E. H. (1975) *Causal Powers: A Theory of Natural Necessity*, Blackwell.
- Heil, J. (2003) *From an Ontological Point of View*, Oxford UP.
- Langton, R. (1998) *Kantian Humility: Our Ignorance of Things in Themselves*, Oxford UP.
- Molnar, G. (2003) *Powers: A Study in Metaphysics*, Oxford UP.
- Mumford, S. (1995) "Ellis and Lierse on Dispositional Essentialism", *Australasian Journal of*

Philosophy 73 (4): 606-12.

Shoemaker, S. (1980) "Causality and Properties", reprinted in his (2003): 206-33.

Shoemaker, S. (1998) "Causal and Metaphysical Necessity", reprinted in his (2003): 407-26.

Shoemaker, S. (2001) "Realization and Mental Causation", reprinted in his (2003): 427-51.

Shoemaker, S. (2003) *Identity, Cause, and Mind, Expanded edition*, Oxford UP.

秋葉 剛史 (2014) 『真理から存在へ: 〈真にするもの〉の形而上学』、春秋社.

塩野 直之 (2010) 「シューメイカーの性質の形而上学」、『科学基礎論研究』 Vol. 37(2): 9-18.

田口 茂 (2014) 『現象学という思考: 〈自明なもの〉の知へ』、筑摩書房.